

## 神戸の石炭火力建設を問う2つの裁判・本格化



## 原告40名でスタート！

2018年9月14日、当初の予定通りに提訴日を迎えました。株式会社神戸製鋼所(神戸製鋼)、コベルコパワー神戸第二及び、売電先である関西電力に対し、神戸市灘区において計画している石炭火力発電所の建設・稼働差止め等を求める訴訟を、神戸地方裁判所に提起しました。原告40人は、兵庫県内在住の2歳から86歳。次世代の環境を守るための訴訟です。

## 公害調停から裁判へ

発電所の計画地周辺は、長きに渡り大気汚染公害に晒されてきた地域です。ここに、大規模な汚染源となる石炭火力発電所を建設・稼働する計画に、市民は反対の声をあげてきました。また、2018年夏は地球温暖化の進行を感じさせる猛暑・異常気象が日本だけでなく、北半球の広範囲にわたり記録されました。本計画によって、あらたに年間692万トンもの膨大なCO<sub>2</sub>が排出されることになります。「パリ協定」後、石炭火力発電所は、地球温暖化防止を進めるうえ

←民事訴訟  
2018.9.14行政訴訟→  
2018.11.19

## 2018.11行政訴訟を提起

2018年11月19日、不十分なアセスメントにもかかわらず、石炭火力発電所を建設することを認めた国に対して、行政訴訟を提起しました。国が規制権限を適切に行使していないことによって、原告らが被害を受けるおそれがあり、発電所の設置に関する国の処分を取り消し、適切な規制がないことは違法であると訴える裁判です。

## 子どもたちにつなぐ未来を

日本には、石炭火力発電所の計画を止めるための規制がありません。東電・福島第一原発以降、全国各地で50基もの石炭火力発電所の計画が明らかとなりました。一部地域では計画中止があったものの、今も全国各地で30基を超す計画があり、建設が進められています。これは、神戸だけの問題ではありません。企業利益ばかりを追求した石炭火力発電所の計画が許されないのは、どの地域であっても同じです。将来世代に、よりよい大気や環境を渡すために裁判をたたかっていきます。

## 神戸の石炭火力発電所の概要と何が問題なのか

長い	30年以上にわたる長期稼働の計画
大きい	130万kW、既設とあわせて270万kW
近い	住宅地からわずか400m
多い	大気汚染物質を排出 PM2.5の発生源 CO <sub>2</sub> （二酸化炭素） 690万トンを排出
古い	脱炭素・脱石炭の時代に逆行

石炭火力発電所を作ってはならない

	稼働中	建設中
名称	神戸発電所1・2号機	神戸発電所3・4号機
所在地	神戸市灘区灘浜東町2番地	
会社名	(株)コベルコパワー神戸	(株)コベルコパワー神戸第二
出力	1号機：70万kW 2号機：70万kW	3号機：65万kW 4号機：65万kW
燃料	石炭	
運転開始	1号機：2002年4月 2号機：2004年4月	3号機：2021年度 4号機：2022年度

温室効果ガス  
排出量の参考値

神戸市域からの  
年間排出量

**1,200**万t/CO<sub>2</sub>

石炭火力発電所  
4基からの排出量

**1,400**万t/CO<sub>2</sub>

### 兵庫県は、日本有数の火力発電所集中立地自治体です

兵庫県の瀬戸内海沿岸部には、大規模な火力発電所が集中立地し、その設備容量の規模は、1,036万kW(大型原発8基分)に達します。都道府県別の発電電力量を見てみると、全国5番目の電源供給自治体で、日本における火力発電所の一大集積地の一つとなっています。ここに今、神戸市灘区において建設されている石炭火力発電所が加わることとなります。火力発電所による環境影響は、無視できない大きなものです。

### 立地地域は、大気汚染公害の被害地域です

神戸市の石炭火力発電所の建設予定地周辺は、かつて深刻な大気汚染公害にあった地域です。このような地域において、環境への影響が大きな石炭火力発電所を建設することを認めることはできません。これまでの市民、行政、企業の環境再生の取り組みに逆行するものにほかなりません。また、住宅地からわずか400m、保育園や小学校、中学校、高校が立地しているほか、病院なども多数あります。150万人が暮らしています。多くの人が影響を受ける恐れがあります。

### 地球温暖化対策に逆行する計画です

世界は、2015年に温暖化防止のための新しいルール「パリ協定」が採択されました。産業革命と比べて気温の上昇を2℃あるいは、1.5℃までに抑えることが目指されており、そのためには温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素」を実現することが必要と認識されています。とりわけ、石炭火力発電は、大量のCO<sub>2</sub>、大気汚染物質を排出することから世界的に問題となっており、「脱石炭」という大きな流れが生まれています。こうしたなか、神戸には新たに大きな石炭火力発電所(65万kW×2基=130万kW)が稼働することになってしまいます。世界が地球温暖化の深刻な影響を受け、変わろうと動き始めている中で、神戸は世界の流れに大きく逆行してしまうこととなります。

## 訴訟提起までの主な流れ

### 準備書手続き

2017年7月～

- ・神鋼主催の住民向け説明会への参加を呼び掛け
- ・準備書(約1,400頁)の解説書の作成・配布
- ・市民のための説明会を開催し、意見提出を呼びかける
- ・兵庫県、神戸市、芦屋市へ厳正なる審査を求める要請書を提出
- ・自治体審査会の傍聴

→計画の問題や、「建設計画を認めないよう」広く呼びかける



### 公害調停申請

2017年9月～2018年11月

市民が事業者との話し合いによって、公害防止のための様々な措置を相手方に求める手続きとして、公害調停の実施を呼びかけを検討

- ・準備書における不十分な評価、大気汚染や気候変動について市民への不十分な説明
- ・製品データ改ざんを受けて、アセスメント手続きの中断を要請

→神戸製鋼、関西電力に対する公害調停手続き実施を公表、県内481名の方々と申請

### 訴訟提起へ

2018年9月～

- ・神鋼は2018.8に3-4号機の建設工事に関する手続きを実施
- ・不十分なアセスメントにもかかわらず、石炭火力発電所の設置を認めた国の責任

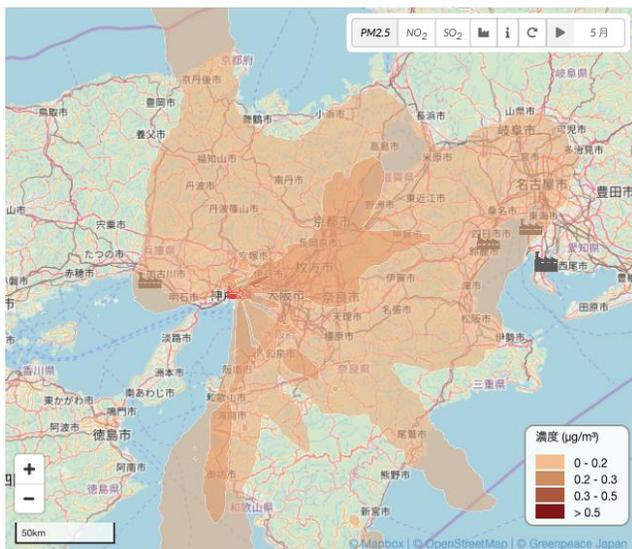
→2018年9月に、発電所の建設・稼働差止を求める民事訴訟を神戸地裁へ提訴  
また、同年11月には国の責任を問う、行政訴訟を大阪地裁へ提訴

## 将来世代によりよい環境を引き継ぐために…

2018年、全国各地で観測記録を超える高温が観測され、集中豪雨や洪水など異常気象が日常化し、気候変動との関連性が指摘されるようになりました。そして未来は、これまで以上に気候変動のリスクに脅かされています。私たちは、地球環境、神戸の環境を守るため、計画の中止を求めて立ち上がりました。環境アセスメントにおいては、事業者説明会に参加し多数の質問を投げかけました。また、多くの方々へ問題点を伝えるため、資料を読み解き、学習会を開催し重大な環境影響があることを伝えてきました。また、法的手続きを検討し、実行してきました。未来の子どもたちへ、健康リスク、気候変動の影響を押し付け、自社の営利のみを追求する企業活動は断じて許されないものと考えているからです。

### ミニコラム

## PM2.5はどこまで飛んでいくの？



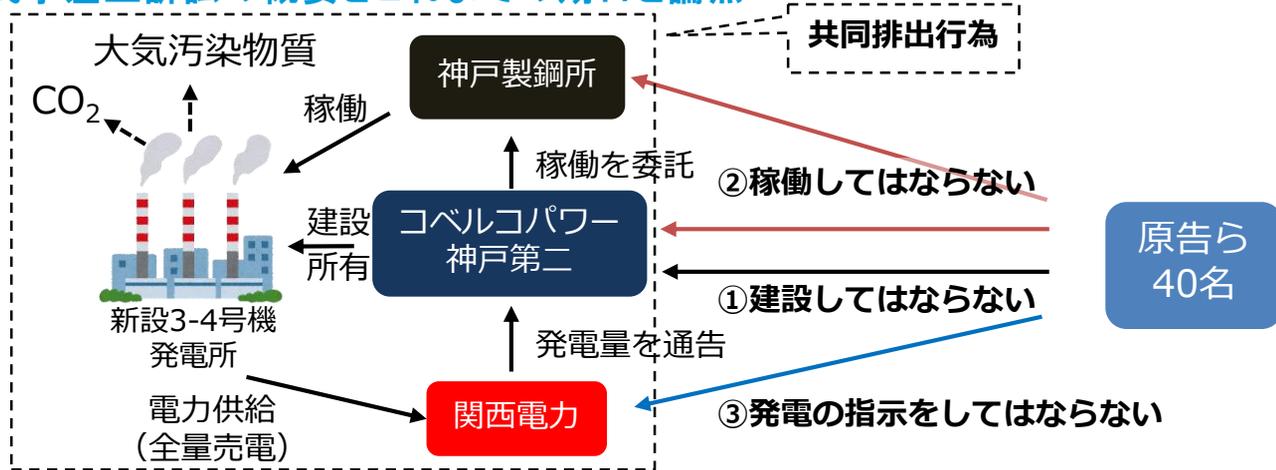
神戸発電所3-4号機からのPM2.5の拡散予測

石炭火力発電所は、たとえ最新型であっても大気汚染物質を大量に排出する発電方法に変わりはありません。裁判でも大気汚染は重要な争点の一つになっています。とりわけ、PM2.5(微小粒子状物質)は、遠くまで飛散することで知られていますが、神戸の発電所から排出されたものが、どこまで飛んでいくのでしょうか？国際環境NGOグリーンピース・ジャパンと気候ネットワークが共同で発表した「石炭汚染マップ」によって予測されています。マップでは、PM2.5以外にも、NO<sub>2</sub>(二酸化窒素)やSO<sub>2</sub>(二酸化硫黄)についても拡散の様子を見ることが出来ます。

HP:石炭汚染マップ

<https://act.greenpeace.org/page/21550/petition/1>

## 民事差止訴訟の概要とこれまでの期日と論点



### 1. 訴訟の経緯

2018年9月14日、神戸地方裁判所に提訴しました。この裁判では、神戸製鋼とその子会社であるコベルコパワー神戸第2に対しては、2基の新設石炭火力発電所の建設と稼働の差止め、関西電力に対しては、神戸製鋼らに対する発電指示の差止めを求めています。

### 2. これまでの期日の経過について

第1回期日は、2018年12月19日でした。この日は、原告の廣岡豊さんが、52年間灘区に住んできた立場から意見陳述を行いました。1970年代、灘区の大気汚染は深刻で、廣岡さんも、二人のお子さんがぜん息を発症し、病院通いの日々でした。公害患者や家族、地域の人たちの努力によって、大気汚染は改善されてきました。廣岡さんは、**新設発電所の建設は、地道な地域の努力の積み重ねを横取りする行為だと憤ります。**また、阪神淡路大震災という未曾有の災害を経験した当地において、**地球温暖化による気象災害の原因となる石炭火力の新設は認められないとも述べられました。**

神戸製鋼らは、「環境影響は極めて限定的である」「新設発電所のCO<sub>2</sub>排出によって、国全体の枠組では総排出量の増加はない」「新設発電所の建設稼働には高い公共性がある」等と反論し、関西電力は、「新設発電所は、神戸製鋼が建設稼働し、関西電力は同社に支配関係はないのだから、関西電力への請求は不合法かつ不相当」と反論しました。第2回期日は、2019年3月13日でした。原告からは、関西電力と神戸製鋼らとの電力供給契約の存続期間が30年の長きにわたっており、新設発電所が、関西電力の既設発電所の代替施設として、同社のために稼働することを主張する準備書面(1)を提出しました。

第3回期日は、5月28日でした。原告からは、大気汚染物質の排出、及びCO<sub>2</sub>の排出によって侵害される人格権

(健康平穏生活権、安定気候享受権)の内容を説明する準備書面(2)を提出しました。

そして、第4回期日は、8月20日午前11時から神戸地裁101号大法廷に開かれました。関西電力からは、前回期日以降に、原告らの準備書面(1)に対する認否の準備書面1が提出され、同社は、神戸製鋼に対する指示関係はない、と主張しています。

### 3. 争点について

実体論としては、大気汚染物質(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、PM2.5等)の排出が健康に及ぼす影響の程度、排出される二酸化炭素による地球温暖化への影響の程度とそれによる原告らの気候災害リスクの上昇の程度、電力供給の公共性の程度と石炭火力発電所を新設するという方法の妥当性、そして、差止めの適否、等が争点です。関西電力との関係では、被告として同社が適切かどうかという訴訟要件も争点になっています。新設発電所の設置運営主体は第一義的には神戸製鋼だからです。しかしながら、神戸製鋼は独自にエンドユーザーを持っているわけではなく、発電された電力は、全て関西電力が買い上げて同社の顧客に供給する仕組みがあり、かつ、それが30年もの長期にわたり拘束力を持っていますので、原告団としては、関西電力を、新設発電所の設置運営主体とみなすことは十分可能であると考えています。

### 4. 今後について

今後の訴訟の進行としては、上記争点についての主張立証が本格化します。専門家の協力を受けながら、科学的知見も踏まえて主張する予定です。

また、新設発電所の建設稼働についての関西電力の支配性を明らかにするために、関西電力と神戸製鋼の契約内容を明らかにさせたいと考えています。

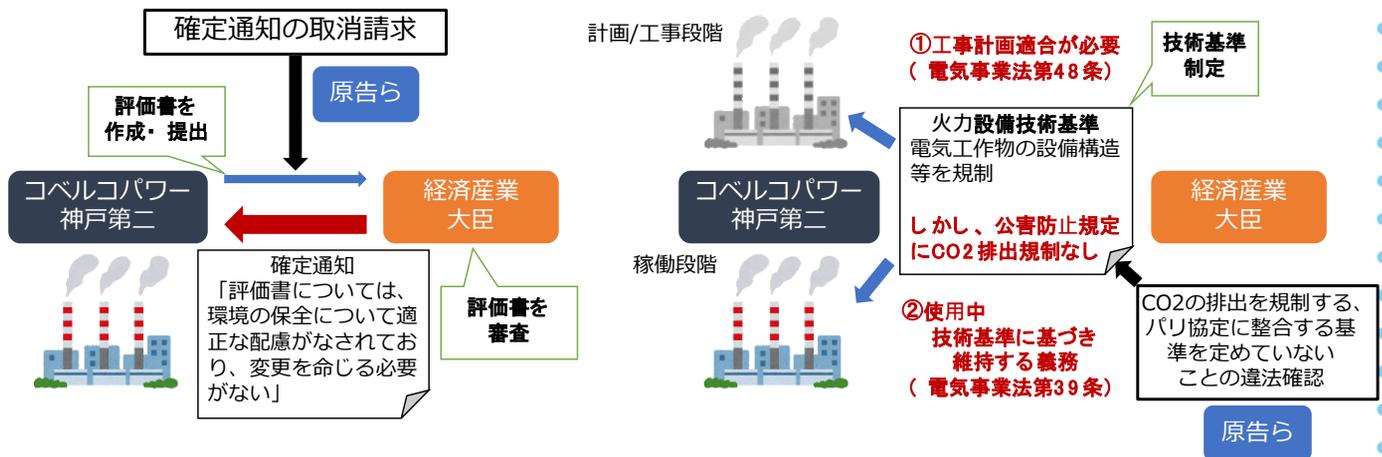
(弁護団・吉江 仁子 弁護士)

## 行政訴訟の概要とこれまでの期日と論点

事件名：平成30年（行ウ）第184号環境影響評価書確定通知取消等請求事件）

（請求1）環境アセス・評価書  
確定通知の取消し

（請求2）電気事業法・CO2排出規  
制がないことの違法確認



### 1. 訴訟の経緯

2018年11月19日、大阪地方裁判所へ訴状を提出し、訴訟提起をしました。行政訴訟における請求事項は2つあります。まず1つ目として「経済産業大臣が神戸製鋼の新設発電所の設置に関して、環境影響評価の変更をする必要がないと認める旨の通知(確定通知)を取り消すこと」です。2つ目に、「経済産業大臣が発電所新設に関し、CO<sub>2</sub>の排出規制に係るパリ協定に整合する規定を定めていないことが違法であることの確認」です。

### 2. これまでの期日の経過について

#### 【第1回期日】2019年2月5日 第1回口頭弁論

原告側から訴状の請求概要の説明をするとともに、今井絵里菜さんから意見陳述がありました。今井さんからは、石炭火力発電所が影響する地球温暖化・気候変動問題は、世界共通の課題であること。そして、「現代世代だけでなく将来世代にわたって影響するものであり、この訴訟が日本の脱石炭へ大きなきっかけになることを心から望んでいる」と、意見陳述を行いました。なお、被告側(国)からの答弁書は、形式答弁のみで実質的な反論はありませんでした。

#### 【第2回期日】2019年4月15日 第2回口頭弁論

第1回期日を経て、被告側(国)からは、訴訟却下を求める反論書面が提出されました。これは、訴訟要件(処分性や原告適格)を具備していないことを理由にしたもので、原告の請求は訴訟をするのに値しないという主張です。

#### 【第3回期日】2019年7月3日 第3回口頭弁論

先の被告側からの反論に対する主張を行いました。確定通知が処分性を有していることや、過去の判例から原告

適格について弁護団より反論をしました。また、裁判所より訴訟の入り口の議論を終えて、実質審理をする旨の訴訟指揮がされました。次回、第4回期日は、2019年9月13日(金)午後2時から大阪地方裁判所にて予定されています。

### 3. 争点について

行政訴訟では、訴訟要件という点で、確定通知の処分性や原告適格が争点となっています。もっとも、裁判所より実質審理をする旨の訴訟指揮がなされたこともあり、実体に踏み込んだ判断がなされることとなりました。実体論としては、気候温暖化への影響や、大気汚染物質の排出が健康に及ぼす影響に関し、環境影響評価が適切になされていないにもかかわらず、評価書変更命令を出すことなく、確定通知を出すこととした経済産業大臣の判断が誤りであったかが争点となります。

また、そもそもの二酸化炭素排出規制を定めていないことの違法性があることも争点となります。パリ協定のもと、2030年に2013年比26%を超える削減、2050年80%削減の目標を目指すためにCO<sub>2</sub>排出には規制をかけなければならないところ、規制を設けないことが違法であるかどうかという点です。

### 4. 今後について

今後、民事訴訟と並行しながら、実体論に入っていくこととなります。そこでは、新設発電所から排出される大気汚染物質や二酸化炭素の排出量の環境影響評価が適切になされたかどうか、科学的知見も踏まえて検討することとなります。  
(弁護団・喜多 啓公 弁護士)

## 原告の声 「これ以上、大気の汚染は許されない」

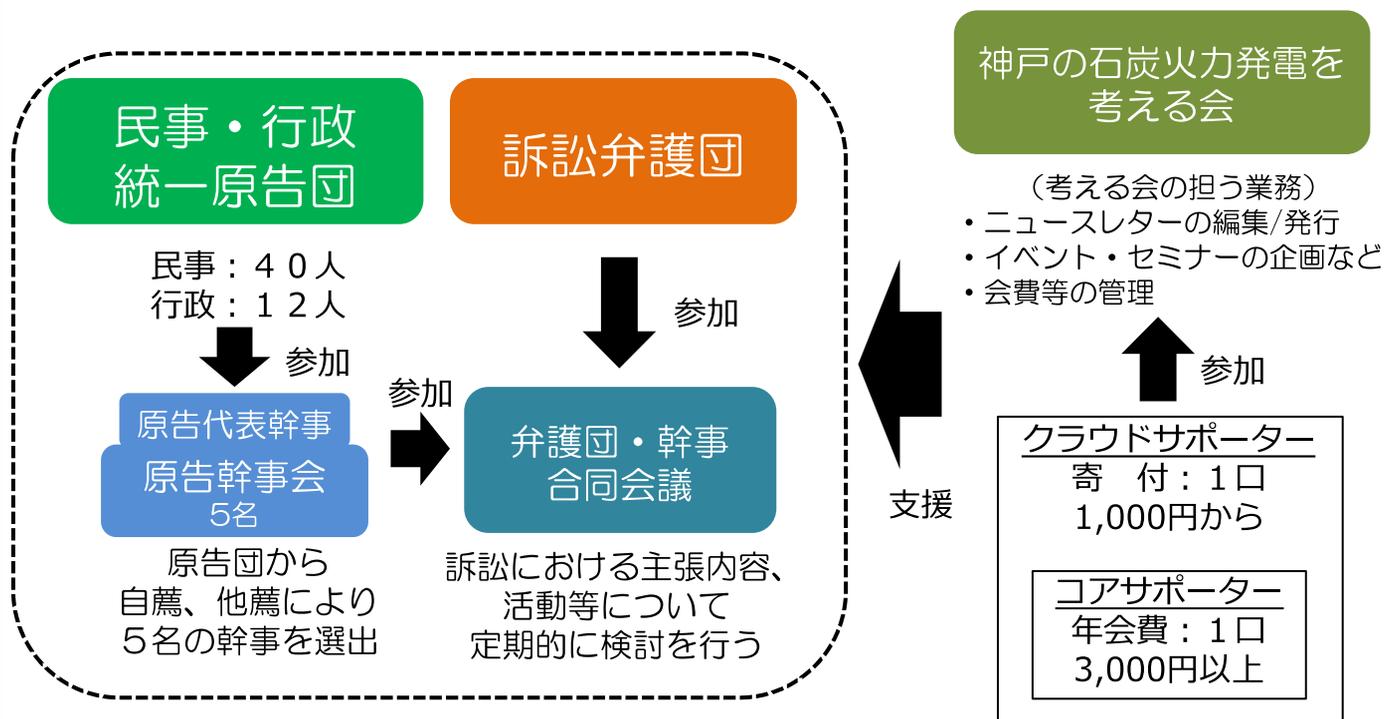
先日、神戸市は2018年度(平成30年)の監視結果において、大気質では「一般局、自排局の合計20局で二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)については全局で環境基準を達成した。」と発表しました。これら物質の全ての地域での達成は初めてです。2018年度は高炉停止以降、通年で最初の監視結果であることから、神鋼の高炉がこれまで神戸の大気に大きな影響を与えていたことがわかります。

神鋼らを被告とする民事訴訟、国を被告とする行政訴訟も3回の公判が開かれました。原告・弁護団は期日ごとに具体的、かつ丁寧に説明してきています。神鋼らは「却下」を求め、国は「原告の不適格」を書面で主張していますが、口頭による弁論はありません。こちらの質問や問題提起にせいぜい「次回書面で応えます」程度です。なぜ「却下」か、なぜ「原告の不適格」なのかを堂々と答弁すべきです。

巨大石炭火力発電2基の増設は、高炉稼働時より公害物質の排出を確実に増大させます。せっかく環境基準を達成させたのを元にもどし、健康リスクを増大させ、命を脅かすような異常気象を加速させる石炭火力発電は建設・稼働の中止しかありません。

(原告代表幹事 廣岡 豊)

## 訴訟の運営体制について



## これからの進め方について

現在、神戸製鋼、関西電力などを相手とする民事訴訟、建設を認めた国に対する行政訴訟の2つの裁判が進行中です。一つの石炭火力発電建設計画に対して、2つの裁判が提起されたのは初めてです。この大きな2つの訴訟を闘うために、上記の体制を原告、弁護団、神戸の石炭火力発電を考える会において構築することとなりました。原告団については、民事、行政訴訟で、統一原告団となりました。

また、原告を代表する原告代表幹事1名、自薦、他薦により原告幹事4名の方が決まりました。原告幹事が弁護団と共に訴訟の進行について意見・議論を行い方針決定を行います。このほか、訴訟を持続的に支援していくための仕組みとして、「サポーター制度」を立ち上げました。訴訟を円滑に進めるため、公害調停の申請時より事務局を担ってきた、神戸の石炭火力発電を考える会が、ニュースレターの編集/発行、イベントやセミナーの企画、サポーター募集を行い、原告・弁護団を支援してまいります(詳細は8Pをご覧ください)。

## アクションの報告

神戸の石炭火力発電による問題を社会へ広く訴えるため、神戸の石炭火力発電を考える会では、様々な団体と連携し、アクションを展開してきました。この間、原告・訴訟サポーターで、脱石炭を求めるアクションを実施しました。今年、G20・大阪サミットがありました。とりわけ、石炭火力発電を国内外で推進する日本の姿勢は、国際社会において厳しい非難の声があがっています。この問題を神戸から発信すべく、G20・大阪サミットに関連して、六甲山ハイキングアクション、G20灘浜アクションなどを開催してきました。また、神戸製鋼所の株主総会会場前にて、株主の方々に、石炭火力発電所の事業リスクが高く、大気汚染、温暖化への影響もあることから計画を中止するように訴えました。

### 6/9六甲山ハイキングアクション



6月9日、28-29日に開催されるG20・大阪サミットに向けて、六甲山ハイキングアクションを実施しました。約20人の参加者が六甲山系の摩耶山をハイキングしました。山頂の掬星台(きくせいだい)にて、G20が行われる大阪、神戸製鋼の石炭火力発電所(稼働中1-2号機)を背景に「石炭をやめて自然エネルギーを選ぼう」のメッセージバナーを掲げて写真撮影を行いました。

(開催報告記事)

<https://kobesekitan.jimdo.com/action-report20190609/>

### 6/20神戸製鋼所株主総会・会場前アクション



6月20日(木)、株式会社神戸製鋼所の株主総会が開催されました。当日、原告とサポーター約20名が、総会会場の最寄り駅においてアクションを行いました。株主の方々に、事業リスクの高い石炭火力事業を見直すよう、経営陣へ意見していただきたく、呼び掛けをさせていただきました。また、「神戸製鋼所グループに関する事業リスク・レポート」をまとめ、参加者へ配布を行いました。神戸新聞、サンテレビでも当日の様子が報じられました。

(開催報告記事)

<https://kobesekitan.jimdo.com/action-report20190620/>

### 6/27 G20大阪サミット直前、灘浜アクション



6月28-29日、大阪でG20サミットの開催にあわせて、国内外の環境NGOと連携し、議長国である日本に対し、実効性のある気候変動対策と脱石炭政策を求めるアクションが世界各地で展開されました。神戸においては6月27日(木)に神戸製鋼所の近くにある灘浜緑地にて行われ、原告・サポーターの方々と一緒にフォトアクションに参加しました。既設の1-2号機の煙突を背景に、4mの安倍首相を模した巨大バルーンが登場し、海外メディアに多数取り上げられました。

(アクションのプレスリリース)

[https://sekitan.jp/info/g20-osaka-action\\_kobe/](https://sekitan.jp/info/g20-osaka-action_kobe/)

## 訴訟サポーターを募集中です！

近年、地球規模で記録的な猛暑や集中豪雨、洪水など深刻な異常気象に見舞われるようになり、地球温暖化との関連性が、これまで以上に指摘されるようになってきました。こうした現状を受け、地球温暖化に関する言葉づかいを変える動きがあります。英国・ガーディアン誌は、2019年5月に地球温暖化や気候変動について「気候緊急事態 (climate emergency)」、「気候危機 (climate crisis)」と呼ぶことに変更すると発表しました。気候危機が進めば私たちの暮らしは、今以上に大きな自然災害のリスクに脅かされます。石炭火力発電所は化石燃料の中で最も多くCO<sub>2</sub>を排出し、気候危機を加速させる大きな要因の一つとなっています。世界各国では石炭火力発電から脱却する動きが広がっていますが、日本ではそれに逆行している状況です。石炭火力発電所が稼働すれば30年以上にわたって大量のCO<sub>2</sub>と大気汚染物質を排出し、地域や地球環境に影響を与えます。神戸市周辺は、かつて深刻な大気汚染公害により、多くの方が呼吸器疾患に苦しめられました。そのような地域に、新たに石炭火力発電所を建設することを認めることはできません。建設を進める神戸製鋼・関西電力、建設を認めた国の責任は重大です。「子どもたちのために、大気汚染も地球温暖化もない未来を引き継ぎたい」と原告らは立ち上がりました。1人でも多くの方に裁判の目的を知っていただき、社会を変えていきたいと考えています。原告・弁護団と共にこの訴訟を闘う仲間になってください。

### ①裁判の傍聴

裁判所の大法廷は、約100名の傍聴席があります。傍聴席が満席となることで、裁判への市民の関心の高さを示すこととなります。通常の裁判期日は2ヶ月に1回程度行われます。裁判官が原告らの訴えと向き合い、考えるように傍聴席を満員にすることで多くの方の関心を集め、社会に訴えていくこととなります。ぜひ、傍聴にご参加下さい。

### ②資金面でのサポート

訴訟費用、原告・弁護団の活動費にあてるための資金面でサポートする方法があります。サポーターとなって原告・弁護団を支えてください。サポーターには2つの種類があります。

クラウドサポーター	原告・弁護団を寄付者としてサポートしたい方 一口:1,000円から(期限なし、メールによる情報提供あり)
コアサポーター	原告・弁護団と気持ちを一つにサポートしたい方 一口:3,000円から(年会費制1年間、郵送・メールによる情報提供、セミナー等への参加優遇あり)

### ③情報の拡散

裁判期日のチラシを配布したり、SNSなどで情報を拡散することも裁判を応援することにつながります。神戸の石炭火力発電を考える会では、Twitter、Facebook、HPにおいて情報発信しております。ぜひ、フォローやシェアを通じて訴訟の応援をよろしくお願いします。



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)  
<https://kobeclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会  
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



↑サポーター  
申し込みフォーム



お知らせ  
今後の裁判期日について



#### 行政訴訟 第4回期日

日時:2019年 9月13日(金)14:00より

場所:大阪地方裁判所 1007号法廷

※裁判所の耐震工事のため小法廷での開催となります。

傍聴席が少ないので傍聴できない場合があります。

報告会開催予定:大阪弁護士会館にて

#### 民事訴訟 第5回期日

日時:2019年 10月15日(火)15:00より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

終了後、報告会を開催予定

#### 民事訴訟 第6回期日

日時:2020年 1月28日(火)15:00より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷